

第 1 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開 催 年 月 日	令和4年4月4日（木）午後5時10分			
開 催 場 所	湯梨浜町役場別館 第3会議室			
出席委員（ 11 名）		2番 蔵本 孝広 委員	3番 横川 力 委員	4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川 誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本 美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員（ 1 名）	1番 山下 和子 委員			
推進委員（ 8 名）	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	16番 井坂 正昭 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員（0名）				
職 務 の た め 出 席 し た 職 員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 中村 武史			
提 案 議 案	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第2号議案 非農地の現況証明について 第3号議案 農用地利用集積計画の決定について 第4号議案 農用地利用配分計画の策定について			
報 告 事 項	第1号 水田の畑地変換届について 第2号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について 第3号 農地転用現況確認状況について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会 農業委員会憲章 唱和</p>	<p>事務局 横川委員 事務局 長谷川会長 事務局 長谷川会長（議長）</p>	<p>ただ今より、令和4年度第1回農業委員会の定例総会を開催します。 農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。 本日の先導役は、議席番号3番の横川力委員にお願いを致します。よろしくをお願いします。 （農業委員会憲章の唱和） はい、ありがとうございました。ご着席をお願い致します。 それでは本日の出席者報告を致します。 農業委員の現員数12人に対して、ただ今の出席委員は、11人であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することをご報告し致します。 それでは長谷川会長からごあいさつを頂きたいと思っております。よろしくをお願いします。 （長谷川会長あいさつ 中略） ありがとうございました。 では会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により会長が議長となります。進行をお願い致します。 それでは進行致します。本日の議事の日程は、皆さんのお手元に配布してある資料のとおりでございます。</p>
<p>2 議事録署名委員の指名</p>	<p>（議長）</p>	<p>次に日程2番でございますが、「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。 お諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第23条第2項の規定によりまして、議長において指名することにご異議はございませんか。 （「異議なし。」の声） はい。それではご異議なしと云う風に認めます。議事録署名委員には9番の清水武敏委員、そして10番の尾川寛信委員。両名を指名致します。どうぞよろしくをお願いします。 そして会議書記におきましては、事務局の方へお願いを致します。</p>
<p>3 報告事項 第1号 水田の畑地変換届について</p>	<p>（議長） 事務局</p>	<p>次に日程3番、報告事項に入ります。報告事項第1号「水田の畑地変換届」について。この事について報告してください。 報告事項第1号「水田の畑地変換届について」を説明します。</p>

<p>第2号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>次のとおり、水田の畑地変換届出書が提出されたので報告するものです。 (資料は2-1頁)</p> <p>番号1 土地の所在、大字上浅津——。地目は田、面積は70㎡。届出人は、上浅津●●。届出日は令和4年3月10日。備考ですけれども、50cmの盛土を行うもので、事業期間は今年の12月までと云う事で届出を頂いております。</p> <p>頁をめくって頂き2-1が届出のあった農地の位置図でございます。苗田の中の細い一枚が残っておって、周りは大分畑の高さになっている様でして。自分ちも地を上げて畑として使いたいと云う事でございました。報告事項第1号は以上であります。</p> <p>はい。それでは次に報告事項第2号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」を説明してください。</p> <p>報告事項第2号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」を説明します。</p> <p>次のとおり、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、その状況を報告するものです。 (資料は3-1頁)</p> <p>番号1 届出人は、琴浦町 有限会社●●。土地の所在、大字久見——。現況地目は畑、面積は1,296㎡。</p> <p>工事内容は附記に記載のとおりでございまして、事業が完了し、3月11日に土地所有者の確認を受けた旨届出があったものでございます。</p> <p>参考資料として、次の頁3-1に位置図を添付しております。報告事項第2号につきましては以上であります。</p>
<p>第3号 農地転用現況確認状況について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>それでは次に報告事項第3号「農地転用現況確認状況について」を報告してください。</p> <p>報告事項第3号「農地転用現況確認状況について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地転用現況確認願いが提出され、現況を確認し確認書を交付したので、その状況を報告するものです。 (資料は4-1頁)</p> <p>番号1 転用者は、はわい長瀬●●。土地の表示、大字久留——。地目は畑、面積は41㎡。転用目的は駐車場であります。</p>

<p>4 議事 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>議長 (議長) 事務局</p>	<p>許可指令年月日及び番号は議案書記載のとおりで、確認書交付年月日は令和 4 年 3 月 29 日でございます。調査結果は令和 4 年 3 月 25 日埋立・整地工事完了であります。</p> <p>次の頁 4-1 に航空写真による位置図を付けていますので、丸付けている所の中心付近でございます。</p> <p>後、ちなみに、その南側の方に農地転用事業と云う事で、アパート建設の転用許可が出ておりました、工事の方も向っておりますけども。「もうちょっとしてから工事の完了届なり現況確認をしてもらう様に手続きをします。」と云う事で。同じ行政書士さんが関わってますので、その旨、取り敢えず連絡を聞いております。</p> <p>報告事項第 3 号につきましては、以上であります。</p> <p>はい。それでは以上で報告事項の説明が終わりました。なお、これは報告事項でございますのでご了解をお願い致します。</p> <p>皆さんの方からこの報告についてお尋ねがございましたら、どうぞ挙手の上発言をしてください。どうぞ。</p> <p>それでは、無い様でございますので、以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に日程 4、議事に移ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは説明をしてください。</p> <p>はい。議案書 5 頁でございます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲渡人は、倉吉市●●。譲受人は、はわい長瀬●●。土地の所在、はわい長瀬——。地目は台帳現況とも畑、利用状況は畑。面積は 570 m²です。権利取得後の経営面積は 50 アールで、売買による所有権移転であります。</p> <p>申請につきましては農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p>
--	--	---

	<p>議長</p> <p>徳岡推進委員 議長 徳岡推進委員 議長 事務局</p> <p>徳岡推進委員 議長 徳岡推進委員 事務局 徳岡推進委員 事務局</p> <p>蔵本孝広委員 徳岡推進委員 蔵本孝広委員 徳岡推進委員</p>	<p>はい。以上で議案第1号の説明、これを終わります。</p> <p>それではこれより質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>良いですか。</p> <p>はい、どうぞ。徳岡推進委員、発言どうぞ。</p> <p>この、場所はどこら辺になりますか。地図は無い。</p> <p>それでは説明してください。</p> <p>地図は付けておりませんが。位置的には、えーっとね、旧雇用促進住宅。はわい長瀬団地と云う団地があって。その南側にまた、町営の住宅団地があるんですけども。あの界限から舟川の方、南側に。住宅街の切れ目の下に農地が、舟川との間にございまして。丁度、長瀬西部の西の入り口付近って云うイメージなんです。場所的にはね。</p> <p>雇用促進住宅の、あっちの方側で。たまたまこの度の申請地は、譲受人が、その土地を挟んで両側に譲受人の土地がございまして。真ん中を「管理が出来ないんだったら、じゃあ、もらってあげる。」と云う、そう云う話でまとまると云う事だそうでございます。</p> <p>これでよろしいですか。</p> <p>いや、ちょっと場所が分からないものだから。</p> <p>場所は分かった。</p> <p>まあ。</p> <p>大体のイメージが。</p> <p>大体私は分かりましたけど。要は、雇用促進の所の道の西側って云うか。</p> <p>いや。179号線。歩道橋の掛かっている所辺りから入って、真っ直ぐ2車線道路で雇用促進住宅の方へずーっと。と云うか、下水処理場に向かって道路がございまして。</p> <p>そこで、その東側、集落側の方にちょこっとした畑が、用地がありましてね。その付近です。西側ではなくて東側の集落の。</p> <p>小屋があって。</p> <p>●●さんのハウスの。</p> <p>そうそう。</p> <p>あの辺か。</p>
--	--	---

<p>議案第 2 号 非農地の現況証明について</p>	<p>蔵本孝広委員 尾川委員 徳岡推進委員 尾川委員 事務局 蔵本孝広委員 事務局 尾川委員 井坂推進委員 蔵本孝広委員 井坂推進委員 議長 徳岡推進委員 議長</p> <p>(議長) 事務局</p>	<p>あそこ、苗を置いたりとかしておられた。そこが横が空いてた。 事務局、長瀬神社の裏参道あたりか。 ちがう、そこまで行かん。 全然違うか。 長瀬西部の集落から見ると、南西側。集落の南側になります。 公民館の入る所のな。前。 そうです。 ああ。 丁度、公民館の裏側になるんで。 そうそう。 南側になるんで。 はい。それでは質問者のご了解を頂きました。 出来たら地図くらい欲しいな。 その他、お尋ねはございますか。 はい。それでは無い様でございますので、これで質疑を終わります。 それでは採決を行います。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に対する可否決定についての採決を行います。 原案のとおり、この申請を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員が挙手であります。よって議案第 1 号の「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、原案のとおり可決を致します。 続きまして、議案第 2 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。説明してください。 議案第 2 号「非農地の現況証明について」を説明します。 次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。 (資料は 6-1 頁、資料 1 の 1 頁と 2 頁)</p>
---------------------------------	--	--

	<p>議長</p> <p>尾川委員</p> <p>事務局 議長 事務局</p>	<p>番号1 申請人は、原●●。土地の所在、大字原——。地目は台帳 畑、現況 原野、面積は 400 m²。30 年以上前から耕作をしておらず、灌木が生い茂り原野化しているものであります。</p> <p>頁をめくって頂き 6-1 が航空写真による位置図でございます。川べりなんですけども。</p> <p>そして、現地の写真は資料 1 の 1 頁目をお願いします。赤線で囲っているのが申請地でございますけれども。原川の、川の西側で、2 車線道路の道路沿いの土地でございます。</p> <p>説明は以上であります。</p> <p>はい。それでは引き続き現地確認調査委員による、現地確認の報告をして頂きます。</p> <p>10 番の尾川寛信委員より報告をして頂きます。お願い致します。</p> <p>それでは現地報告致します。</p> <p>本日 4 月 4 日午後 3 時 30 分より、会長、職務代理、山田隆雄委員、井坂推進委員、そして私尾川で、事務局 2 名の合計 7 名で現地を確認して参りました。</p> <p>本冊の 6-1 頁を見てください。そこの右上に交差点あります。そこが左側が米子方面。右側が鳥取方面の 9 号線で。縦の方側が、上が泊・東郷インターで、下に行く方が県道の倉吉方面に行く所でございます。</p> <p>左側に赤く囲ってありますが、この道が旧の県道でございます。それで、原川の隣に位置しております。</p> <p>資料 1 を見て頂けますでしょうか。見てもらった段階では、何か整備されている様ですが、奥の方は本当に鬱蒼としていて。もう、畑に復旧出来る様な状況ではございません。</p> <p>そして、松やら椿やらも本当に大木の様になっておまして。とてもじゃないけど、永らく手を掛けられていないと云う事が分かります。</p> <p>それで、灌木が伸びている様な状態で、容易には農地に出来ないのではないかと云う事を全員で確認致しました。と云う事でございます。</p> <p>会長、一点補足を。</p> <p>はい。それじゃあ補足を。</p> <p>説明を漏らしておりましたのを、一点、補足させてください。</p> <p>資料 1、めくって頂きまして 2 頁目。2 頁目、公図でございます。黄色く塗っておる所が、この度の申請地でございます。すみません、公図の説明を漏らしておりました。</p>
--	---	---

		<p>(資料は、7-1 頁から 7-3 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をご覧ください。関係戸数は借人 7、貸人 13 でございます。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 2 件で 1,048 ㎡。3 年以上 6 年未満が 7 件で 11,529 ㎡。6 年以上 10 年未満が 5 件で 12,262 ㎡でございます。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 15,343 ㎡。樹園地として利用が 6,948 ㎡。普通畑として利用が 2,548 ㎡で、利用権設定面積率は 0.196%でございます。</p> <p>そして次の頁 7-2 と、それから次の 7-3 が各筆明細となりますが。「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>なお山上委員に係る案件は、7-2 頁。7-2 頁の整理番号 1 番と 9 番であります。概要説明は以上です。</p>
	議長	<p>はい。それでは説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>質疑は無し、と云う風に認めさせていただきます。それでは質疑を終結し、これより採決を行います。議案第 3 号「農用地利用集積計画」の整理番号 1 番と 9 番についてを、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員が挙手であります。よって整理番号 1 番と 9 番につきましては、原案のとおりに決定を致します。</p> <p>それでは山上委員、どうぞ。</p> <p>(山上真治委員 入室・着席)</p> <p>それでは着席を確認しました。審議を続行致します。</p> <p>次に、議案第 3 号の整理番号 1 番、そして 9 番以外の案件についてを審議致します。説明してください。</p>
	事務局	<p>はい。ほとんどが通常の利用権設定、貸し借りでございますけれども。新規に貸し借りが成立したものがほとんどであります。取り敢えず、新旧の別は全て新規となっております。</p> <p>それです、整理番号 11 番以降。11, 12, 13, 14 とございますけれども。こちらは中間管理事業を利用した貸し借りと云う事で、中間管理機構に貸し付けを行うものであります。</p>

	<p>議長</p> <p>山田委員 議長 山田委員 議長 事務局</p> <p>議長 山田委員 事務局 山田委員 議長</p>	<p>基本的には、配分の方は配分先が一応段取りが付いて、それで貸付けを中間管理の方にすると云う流れとなっておりますので、簡単ではありますが説明をさせていただきました。</p> <p>以上であります。</p> <p>はい。それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>はい。</p> <p>どうぞ。山田委員、どうぞ発言してください。</p> <p>これは継続とかって言うのではなくて、全くの新規の話ですか。</p> <p>それでは説明をどうぞ。</p> <p>事実上継続のものもあります。ただ、間が空いちゃったので、新規と云う風な書き方をしているものもあります。</p> <p>例えば、整理番号 10 番の案件、●●に作ってもらっておられる田んぼなんですけども。更新時期が今になっちゃったと云う事で。本当は年末で切れて。通常は、更新手続きしておられれば更新と云う形で出ましたけども。間が空いちゃってて、新規で処理はさせて頂こうかなと云う事でしております。</p> <p>えっと、質問者、良いですか。</p> <p>はい。結構です。これだけ「よう作らん。」と云う人が出て来る訳ですな。</p> <p>はい。</p> <p>えらい事ですが。まあ、受け手があって良いけども。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>はい。それでは無い様でございますので、以上で質疑は終わります。これより採決を行います。</p> <p>議案第 3 号「農用地利用集積計画」の整理番号 1 番、それから 9 番以外の案件につきまして採決を行います。</p> <p>原案のとおり認めることに賛成の委員の方の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。よって議案第 3 号「農用地利用集積計画」につきましては、原案のとおり意見決定をすることに致します。</p>
--	---	--

<p>議案第 4 号 農用地利用配分計画の策定について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>続きまして議案第 4 号「農用地利用配分計画の策定について」を議題と致します。それでは説明をしてください。</p> <p>議案第 4 号「農用地利用配分計画の策定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、資料 1 の 3 頁から 5 頁)</p> <p>別添の資料 1 の 4 頁、利用配分計画各筆明細をご覧くださいでしょうか。計画書自体は 3, 4, 5 頁とありますけども、ご覧頂くのは 4 頁でございます。</p> <p>整理番号 1 権利の設定を受ける者、藤津 合同会社●●。</p> <p>権利を設定する農用地は、記載の 3 筆で、水稻耕作で面積の合計は 3,460 m²であります。契約期間は 10 年の新規契約でございます。</p> <p>整理番号 2 権利の設定を受ける者、東伯郡琴浦町 農業組合法人●●。</p> <p>権利を設定する農用地は、記載の 1 筆で、芝栽培で面積は 878 m²であります。</p> <p>期間は 10 年の賃貸借契約で、こちらは元々相對の利用権設定賃貸借でありましたが、契約更新にあたって中間管理事業へ移行するものであります。説明は以上であります。</p> <p>それでは説明が終わりましたので、これより質疑を行います。皆さんの方からお尋ねはありますか。</p> <p>よろしいかな。無いかな。それでは質疑は無しと云う風に認めます。</p> <p>それでは、これより採決を行います。</p> <p>議案第 4 号「農用地利用配分計画の策定」につきまして、原案のとおり認めることに賛成の委員の方の挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>はい。全員が賛成、挙手であります。従いまして「農用地利用配分計画の策定」につきましては、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>以上で議事を終わります。</p>
<p>5 その他</p>	<p>(議長)</p>	<p>続きまして「その他」、「5 月定例総会の日程について」をお諮りします。それでは説明してください。</p>

